

令和 2 年度

財政援助団体等監査結果報告書

八 戸 市 監 査 委 員

(令和 3. 2)

八 監 第 74 号
令和 3 年 2 月 5 日

八戸市長
小 林 真 様

八戸市議会議長
森 園 秀 一 様

八戸市監査委員 大 坪 秀 一

八戸市監査委員 小 原 隆 平

八戸市監査委員 立 花 敬 之

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 2 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

1	監査の対象	7
2	監査の主な着眼点	7
3	監査の主な実施内容	7
4	監査の実施場所及び日程	8
5	監査の結果	8
	公の施設の指定管理者監査	9
	指定管理施設 八戸市文化教養センター南部会館	9
	指定管理者 株式会社デーリー東北新聞社	
	所管課（室） まちづくり文化推進室	
	指定管理施設 八戸市総合福祉会館	11
	指定管理者 社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	
	所管課（室） 福祉政策課	
	指定管理施設 八戸市東霊園・八戸市西霊園・八戸市南郷中央霊園	13
	指定管理者 公益社団法人八戸市シルバー人材センター	
	所管課（室） 市民課	

1 監査の対象

- (1) 対象となる指定管理施設等
公の施設の指定管理者監査

指定管理施設	指定管理者	所管課（室）
八戸市文化教養センター南部会館	株式会社デーリー東北新聞社	まちづくり文化推進室
八戸市総合福祉会館	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	福祉政策課
八戸市東霊園・八戸市西霊園・八戸市南郷中央霊園	公益社団法人八戸市シルバー人材センター	市民課

- (2) 監査の範囲

令和元年度において執行された公の施設の指定管理に係る出納その他の事務（現金取扱事務及び有価物等管理事務については令和2年度執行分を含む。）

2 監査の主な着眼点

- (1) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。
- オ 利用料金を指定管理者が定めることとされている場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- カ 事業報告書は適正に作成されているか。

- (2) 所管課（室）関係

- ア 指定管理者の指定は適正・公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ウ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- エ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- カ 事業報告書の点検は適切に行われているか。

3 監査の主な実施内容

財政援助団体等監査は、八戸市監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象団体及び所管課（室）ごとに監査項目を定めて、諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 対象団体及び所管課（室）の職員から当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 八戸市庁ほか
- (2) 日程 令和2年11月6日から令和2年12月23日まで

5 監査の結果

監査の結果、各対象団体における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正に執行されており、また、所管課（室）における公の施設の指定管理に係る事務及び指定管理者に対する指導監督も適切に行われていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

公の施設の指定管理者監査

指定管理施設 八戸市文化教養センター南部会館
指定管理者 株式会社デーリー東北新聞社
所管課（室） まちづくり文化推進室

1 概要

(1) 施設概要

八戸市文化教養センター南部会館

- ① 所在地 八戸市内丸三丁目3番6号
- ② 敷地面積 3,212.01 m²
- ③ 延床面積 899.73 m²
- ④ 施設内容 和室（A～D）、舞台、板の間、準備室、控室、配膳室、八戸城角御殿表門（青森県重宝）、四阿

(2) 指定管理の内容及び期間

ア 地方自治法第244条の2第3項及び八戸市文化教養センター条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ① 指定管理施設の使用の許可に関する業務
- ② 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ③ 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる附帯業務
- ④ その他市が必要と認める業務

イ 指定管理施設の管理を行う期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

事務局長 1名
統括 3名
事務局員 7名（うち非常勤職員6名）
特任館長 4名（非常勤職員）

2 指定管理料（令和元年度）

年額 6,128,000 円

3 監査項目

(1) 対象団体

ア 現金取扱事務 つり銭、小口現金
イ 収入事務 利用料金、指定管理料
ウ 支出事務 支出事務等に関する書類
エ 協定事務 指定管理に関する協定関係

(2) 所管課（室）

ア 支出事務 指定管理料等の支出に関する書類

イ 協定事務 指定管理に関する協定関係

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

指定管理施設 八戸市総合福祉会館
指定管理者 社会福祉法人八戸市社会福祉協議会
所管課（室） 福祉政策課

1 概要

(1) 施設概要

八戸市総合福祉会館

- ① 所在地 八戸市根城八丁目 8 番 155 号
- ② 敷地面積 3,436.25 m²
- ③ 延床面積 5,158.26 m²
- ④ 施設内容 第1会議室、第2会議室、大会議室、多目的ホール、第1教室、第2教室、研修室、料理実習室

(2) 指定管理の内容及び期間

ア 地方自治法第244条の2第3項及び八戸市総合福祉会館条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ① 条例に規定する事業の企画及び実施に関する業務
- ② 指定管理施設の使用の許可に関する業務
- ③ 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ④ 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる附帯業務
- ⑤ その他市が必要と認める業務

イ 指定管理施設の管理を行う期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

管理責任者	1名
副管理責任者	1名
事務員	3名（うち嘱託職員1名）
警備員	4名（嘱託職員）

2 指定管理料（令和元年度）

年額 76,930,000円

3 監査項目

(1) 対象団体

ア 現金取扱事務	つり銭、小口現金
イ 有価物等管理事務	切手
ウ 収入事務	使用料、指定管理料
エ 支出事務	支出事務等に関する書類
オ 協定事務	指定管理に関する協定関係

(2) 所管課（室）

- | | |
|--------|-----------------|
| ア 収入事務 | 使用料 |
| イ 支出事務 | 指定管理料等の支出に関する書類 |
| ウ 協定事務 | 指定管理に関する協定関係 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

指定管理施設 八戸市東霊園・八戸市西霊園・八戸市南郷中央霊園
指定管理者 公益社団法人八戸市シルバー人材センター
所管課(室) 市民課

1 概要

(1) 施設概要

ア 八戸市東霊園

- ① 所在地 八戸市湊高台八丁目 170 番地 2
- ② 面積 245,077.59 m²
- ③ 墓地 6,938 基
- ④ 施設内容 管理事務所、トイレ、あずま屋、倉庫、水汲場、駐車場、調整池、ロータリー、無縁塔

イ 八戸市西霊園

- ① 所在地 八戸市大字河原木字見立山 2 番地 1
- ② 面積 50,438.92 m²
- ③ 墓地 2,418 基
- ④ 施設内容 管理事務所、葬祭場、休憩所、あずま屋、倉庫、水汲場、駐車場、調整池

ウ 八戸市南郷中央霊園

- ① 所在地 八戸市南郷大字市野沢字山陣屋 2 番地 2
- ② 面積 4,073.00 m²
- ③ 墓地 122 基
- ④ 施設内容 水汲場、駐車場

(2) 指定管理の内容及び期間

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び八戸市霊園条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ① 指定管理施設の運営に関する業務
- ② 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ③ 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる附帯業務
- ④ その他市が必要と認める業務

イ 指定管理施設の管理を行う期間は、平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までであった。なお、当該期間満了後、引き続き令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで指定管理施設の管理を行うこととなった。

(3) 管理運営体制組織

① 事務局スタッフ

事務局長	1 名
業務主任	1 名
経理主任	1 名
業務主事	4 名

経理主事	1名
② 管理スタッフ	
東霊園 管理者	4名
西霊園 管理者	2名
南郷中央霊園 管理者	1名 (非常勤職員)
③ 維持管理スタッフ	
班長	1名 (非常勤職員)
副班長	2名 (非常勤職員)
作業員	32名 (非常勤職員)

2 指定管理料 (令和元年度)

年額 25,432,000 円

3 監査項目

(1) 対象団体

- ア 収入事務 指定管理料
- イ 支出事務 支出事務等に関する書類
- ウ 協定事務 指定管理に関する協定関係

(2) 所管課 (室)

- ア 支出事務 指定管理料等の支出に関する書類
- イ 協定事務 指定管理に関する協定関係

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。